

# 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書 第Ⅰ期

平成24年3月

新潟県佐渡市

## 序

佐渡は、『今昔物語集』や世阿弥の『金島書』に登場するなど、古くから「金の島」として知られていました。しかし、佐渡が「日本一の金銀の生産地」となるのは江戸時代からのことで、我が国最大の相川金銀山などを有したこの島は、260年余にわたり幕府の財政を支え、明治後には、新政府による近代化政策の先頭に立ち国内の鉱業を牽引しました。

こうした痕跡を見ることのできる佐渡金銀山遺跡は、日本の歴史の重要な部分を構成するとともに、郷土の先人たちが行った金銀生産の技術及び鉱山経営システムの歴史的価値を示す史跡として、私たち佐渡島民の大きな誇りでもあります。

現在、佐渡市では、「伝統と文化遺産を継承し、学びあい文化の薫り高いまちをつくりましょう」という市民憲章に基づき、史跡の保護と未来への継承活動を進めるとともに、佐渡金銀山遺跡の世界文化遺産登録を目指しています。この活動は、市民の皆様と行政機関とが一体となり、文化資源を中心に据えたふるさとづくりを推進するもので、文化財の価値を地域から高めることのできる有効な手段であると考えています。

ところで、この佐渡金銀山遺跡は数百年間にも及ぶ鉱山の変遷を伝え、かつ広大な面積に及ぶ史跡であることから、その構成要素や遺存する資料にも様々なものが存在します。

したがって、保存管理計画の策定にあたっては多様な観点からの検討が必要であったことから、多岐にわたる内容となっております。

今後は、この計画を基に、史跡を軸にした郷土愛護思想の醸成を図りながら、市民の皆様とともに佐渡金銀山遺跡を守り伝えていきたいと考えております。

最後になりますが、この計画を策定するにあたりご指導を賜りました委員の方々をはじめ、文化庁、新潟県教育委員会ならびに関係者の皆様に衷心より御礼を申し上げます。

佐渡市長

高野 宏一郎

## 例 言

1. 本書は、新潟県佐渡市下相川3-7ほかに所在する史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理計画書である。

なお、史跡の名称については、平成6年度指定時「佐渡金山遺跡」であったが、平成22年度の鶴子銀山跡の追加指定に伴い「佐渡金銀山遺跡」に変更された。

2. 本計画では、平成6年度指定の佐渡奉行所跡他から平成23年度に追加指定された片辺・鹿野浦海岸石切場跡までを保存管理の検討対象とし、第Ⅰ期とする。

なお、近代遺跡の大間地区についても今後史跡指定を目指していることから、史跡指定された他の地区と同様に取り扱うものとする。

また、現在指定を目指している西三川砂金山跡などについては、史跡指定された後に第Ⅱ期として検討する。

3. 本計画の策定は、文化庁並びに新潟県教育委員会の指導のもと、佐渡市が事業主体となり、平成22年度から平成23年度の2か年にわたり、国庫補助事業として実施した。

4. 「史跡佐渡金銀山遺跡」は、16世紀の鶴子銀山跡から20世紀の大立地区まで、数百年間にわたる鉱山関連遺跡の総称である。

5. 本計画における「歴史的建造物」とは、原則として建設後50年を経過した建造物をいう。

6. 本計画の策定にあたっては、佐渡市が平成22年度に設置した史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会における協議等に基づいた。

7. 本計画の策定に係る事務は佐渡市世界遺産推進課が担当し、関連する史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定業務を株式会社文化財保存計画協会（平成22年度）並びに株式会社空間文化開発機構（平成23年度）に委託した。